

平成24年度愛媛県食品衛生監視指導計画の実施状況

1 監視指導の実施状況

(別添-1)

愛媛県における、食品等の生産、製造、加工、輸入、流通販売等の実態、食中毒等の発生状況、施設の食品衛生管理の状況等を勘案し、重点監視業種並びにランク別監視回数を設定し、監視指導を行った。

1) 重点監視業種並びに一般監視業種に対する監視指導の実施状況

- * 監視実施数合計は26,158件であり、監視目標総数を上回った。(実施率124.7%)
(一般監視目標数に対する実施率149.0%、重点監視目標数に対する実施率87.7%)

2 収去検査の実施状況

(別添-2)

平成24年度愛媛県食品等収去検査実施計画に基づき、県内で生産・製造・加工又は流通販売されている農畜水産物や加工食品等について、細菌検査、食品添加物、残留農薬等の収去検査を実施した。

1) 違反等の状況 (別添-3)

- * 食品衛生法違反を確認したものは4件であり、内容は食品衛生法第11条違反(規格基準)及び第19条(表示の基準)に違反するものであった。

2) 輸入食品等の検査結果 (別添-4)

- * 輸入食品等の検査は、輸入かんきつ等の防かび剤(OPP、OP、TBZ、イマザリル)、輸入食肉や冷凍野菜の残留農薬等の検査を実施し、基準に適合していることを確認した。

2) 環境汚染物質の検査結果 (別添-5)

- * 環境汚染物質の検査は、魚介類中の有機スズ化合物(TBTC、TPTC(魚網防汚剤))の検査を実施したが、特に異常は認めなかった。

3) 遺伝子組換え食品の検査結果 (別添-6)

- * 遺伝子組換え食品の検査は、大豆並びに大豆を使用した食品(豆腐)の検査を実施した結果、すべて適正な表示がなされていることを確認した。

3 食品衛生法違反に対する公表の状況 (別添－7)

- * 食品衛生上の危害の状況を明らかにし、危害の拡大防止及び再発防止を図るため、食品衛生法又はその法律に基づく処分に違反した者（食品の回収命令や営業停止命令等の行政処分を行ったもの）の名称、対象食品、対象施設等を公表することとしており、平成 24 年度は合計 16 件の食品衛生法違反（食中毒の発生 15 件、規格基準違反 1 件）を公表した。

4 リスクコミュニケーションの開催状況 (別添－8)

- * 愛媛県では、食品の安全性をテーマに消費者等との双方向の意見交換を行い、その意見を食品安全行政に反映させるなど、消費者等との相互理解、相互信頼を築くため、リスクコミュニケーションを計 5 回開催した。
- * アンケートによる消費者意識の動向調査の結果は、「えひめ食の安全・安心情報」ホームページに掲載している。

5 食中毒注意報の発令状況 (別添－9)

- * 「食中毒注意報発令要領（平成 16 年 4 月 27 日施行）」に基づき、食中毒の発生が予想される場合に食中毒注意報を発令し、県民及び食品取扱者に対し食品衛生に関する注意を喚起することによって、食中毒の発生を未然に防止するとともに、併せて食品衛生の知識の高揚を図った。平成 24 年度には注意報を計 11 回発令した。

6 食品衛生推進員の活動状況 (別添－10)

- * 食品衛生法第 61 条の規定に基づき、愛媛県が委嘱する食品衛生推進員は、平成 16 年度から開始した「緊急食品情報システム」「食中毒注意報の発令」等と併せて飲食店営業施設等の巡回指導を行い、衛生管理の方法等の相談に応じるなど効果的な活動を行った。